二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第六十一条の二第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）」及び「第六十八条の六十四第六項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは「者又は第六十一条の二第一項に規定する認定農地所有適格法人でないとき」と、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条の二第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に、「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十一条の三第一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）」を削り、「前条第四項又は第五項」を「同条第四項」に改め、「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「第八節まで」を「この章」に改め、同項第一号イ中「前事業年度等（前条第二項に規定する前事業年度等をいう。イにおいて同じ。）」を「前事業年度」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の農業経営基盤強化準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の」を「前事業年度」に、「前条第二項又は」を「同条第二項又は」に、「（第六十八条の六十四第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削る。

第六十二条第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十二の四第五項」に改め、同条第六項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改め、同条第七項及び第四項」を「第四項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の二第二項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の二第二項」に、「第六十一条の二第二項」を「第六十一条の二第三項」に改め、同条第一項中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の二第二項」に改める。

第六十二条の三第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十二の四第五項」に、「及び第六十八条第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、同条第二項第一号イ(2)中「他の連結法人との間に連結完全支配関係がある法人にあつては当該他の連結法人を含み、」を削り、「法人税法」を「、法人税法」に改め、同条第七項及び第八項中「（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、同条第九項中「（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、「が同項」に改め、「（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）」を削り、「第三項まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十二の四第五項」に改め、同条第六項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改める。

第六十二条の三第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十二の四第五項」に、「及び第六十八条第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、同条第二項第一号イ(2)中「他の連結法人との間に連結完全支配関係がある法人にあつては当該他の連結法人を含み、」を削り、「法人税法」を「、法人税法」に改め、同条第七項及び第八項中「（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、同条第九項中「（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、「が同項」に改め、「（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）」を削り、「第三項まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十二の四第五項」に改め、同条第六項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改める。

第六十二条の三第一項中「